

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その１０）

２０２５年７月２２日

沖縄県警察本部長 小堀龍一郎 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目９番６号

東西館ビル本館４７号室

電話&FAX 03-5212-4611

要 望 趣 旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、設立後２７年間、「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」の撲滅に取り組んでまいりました。この間の調査によってこの犯罪の実態が極めて明らかになってまいりました。

テクノロジー犯罪については、それを可能にする技術にサバイランス・テクノロジー（監視技術）があり、それは人工衛星を経由してスーパーコンピュータとつながり、人々を監視するだけではなく、人間のあらゆる機能を遠隔から操作するサイバネティクス技術と一体化して行なわれていることが分かってまいりました。これは最先端の軍事技術でありますから国家プロジェクトとしてあることを指摘せざるを得なくなっております（添付資料３・４・５元フィンランド・ラップランド地方最高医務責任者ラウニ・キルデ博士の証言と『衛星サバイランスの衝撃的な脅威（添付資料６）』を参照願います）。また持ち運びできるサイズのレーダーやマイクロ波兵器の存在も明らかになり、２０年前には諜報活動で一般的に使われるようになっていたとの証言から、諜報活動の一環としてあることも指摘せざるを得なくなっております（添付資料７『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』）。このようにテクノロジー犯罪では、国民に知らされていない最先端の軍事技術や諜報活動で使われている武器が、無辜の一般市民に使われているのです。これに日本政府の関与がないとしたら、それは侵略行為と捉えることができます。

嫌がらせ犯罪については、訓練された組織犯罪であり、一度ターゲットに定めたら、日本中どこに移動しても、四六時中つきまとい、様々な嫌がらせを働いてくることから、連絡網を完備した全国規模の組織犯罪と捉えることができます。組織犯罪ではありますが、暴力団の行為とは次元が異なる組織犯罪であります。嫌がらせ行為の中には諜報活動と合致するも

のがあることから、これも諜報活動の一環としてあるとの見方ができます(前出添付資料7)。ターゲットを追い込むことにかけては、昔は特高、今は警察当局が得意とするところと考えますので、その右に出る組織が存在するとしたら、警察当局としては許すべからざる存在であるはずであります。この嫌がらせ犯罪にも、日本政府としての関与がないとしたら、それは侵略行為と捉えることができます。

テクノロジー犯罪に使用されている、監視技術、音響兵器、マイクロ波兵器、サイバネティクス兵器などは、先進各国が競って開発しているもので、日本も例外ではないはずです。逆にその面での無作為は侵略を許すことになります。音響兵器もマイクロ波兵器もサイバネティクス兵器も人間への攻撃を想定しているのですから人体実験が不可欠であります。それがなければ完成しない武器ですから、そのための犠牲者が存在しなければならず、政府主導の人体実験という意味での迫及も不可欠なものとなってまいります。

2017年8月1日の米務省の発表から、在キューバ米国大使館員への音響兵器？あるいはマイクロ波兵器？による攻撃が明らかになってまいりました。その被害者が、強烈的な頭痛、めまい、吐き気、耳鳴り、難聴などの体調不良を訴え、就寝中コウロギや蟬の鳴く音や金属で床をこする音を大音量で聞かされていた職員もいたということから、当初は高度な音響兵器の使用が、その後マイクロ波兵器の使用が指摘されるようになっております(添付資料8『アメリカ大使館員の体調不良の原因はマイクロ波攻撃が最も疑わしい』)。そして2022年11月5日には同様の被害の訴えが米国内で1000名を越えたことを米大手メディアが大々的に報道し、大統領が徹底的調査と被害者への金銭的補償を約束しております。この事件は発生した場所からハバナ症候群と呼ばれるようになっております。

多くのテクノロジー犯罪被害者も同様の被害を経験しておりますが、被害はこれにとどまるのではなく、人間の三欲、生理機能、運動機能、五感、感情、思考にまで影響を及ぼせるレベルにあることは被害者証言から明らかで(『第17回テクノロジー犯罪被害フォーラム資料集』p3.「テクノロジー犯罪被害および被害者数」を参照願います)、それほどの完成度に達すれば目的をもって使用されていて不思議ではありません。今日世相化している、①自殺者の増加、②信じ難い凶悪犯罪の増加、③異常な事故の増加、④精神疾患患者の増加、⑤癌患者の増加、⑥引きこもりの増加、⑦家族崩壊、⑧近隣トラブルなどは、テクノロジー犯罪の結果としてあるという見方ができます。嫌がらせ犯罪でも上記⑤以外は演出できることであります。両犯罪が世相演出という目的で使われていることが考えられ、これに日本政府の関与がないということは考え難く、もし関与していないとしたら、いたずらに他国主導のテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の影響下に国民を晒していることになります。日本は敗戦国ですから戦勝国主導の傀儡政権を作るためにテクノロジー・嫌がらせ両犯罪が使われていてもなんら不思議ではありません。

被害者が救われない窮状に置かれている中で、昨今、パワハラ問題がクローズアップされ、

さらにカスハラ問題も頻繁に報道されて、東京都では条例が制定されました(添付資料9『東京都カスタマー・ハラスメント防止条例』)。嫌がらせ犯罪の一態様に店舗等での嫌がらせがあります。そこかしこの店舗で不当な対応を受ける被害であります。また頻発する電気製品の故障・誤作動があります。対策としてメーカーの相談窓口にお問い合わせると、それを待ち構えていたかのように非礼な対応をされるという二次被害が発生するのです。被害者としてはこれに詰問して当然と考えますが、その行為がカスハラ条例の対象とされた場合、被害者は一切苦情を申し立てられないことになるのです。これは基本的人権の元になった抵抗権の否定につながり、憲法違反であります。本来カスハラ条例の前に嫌がらせ犯罪防止法(条例)が制定されていてしかるべきなのであります。その上で正しい対応をしていたにもかかわらずカスハラがあった場合には糺されてしかるべきことになるのです。法(条例)を定める順序が逆になっているのです。被害者から見ますと嫌がらせ犯罪主体やその実行部隊を守るための条例と捉えざるを得ない愚法であります。

上記(条例の制定を含めて)は、犯罪主体による統制された行為であることが感じられますが、これが広く普及し始め、上司が部下へ、親が子へ、嫌がらせ行為を促し始めていることは大変心配されるところであります。またこの悪行に従わない者を排除するために、私恨でも、テクノロジー犯罪における疾病誘発技術を用いて、癌や脳梗塞、心臓発作などで抹殺し始めているのです。これを平気で行なえる輩が増え始めていることは恐ろしいことで、大変な社会の墮落を招くものであります。人命がいかにかいものになっているか目を覆うばかりであります。法治国家である以上人権は最優先で守られなければならないのです。

以上のことからテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪は日本国民に襲い掛かっている現実問題であります。ここまで見えてまいりますと被害者の問題を越えて国民的問題としてあることは明らかで、当NPOでは以前からその立場で要望書を提出しているところであります。両犯罪を身をもって経験している被害者団体である当NPOが、未だ認識できないでいる多くの国民に代わって本要望書を提出しているとの表現もできるようになっております。以下ではそこまで主張する理由をさらに詳細に説明致します。

＊当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークでは、これまでに9回、貴本部に出向いて、沖縄県警察本部長宛て「電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジー犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」あるいは「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」を提出してまいりましたので、本問題の概要はご理解頂いているものと思います(2011年10月3日、2013年5月20日、2015年6月8日、2016年8月8日、2017年8月7日、2019年11月11日、2021年7月20日、2023年2月20日、2024年2月5日提出。

今回で10回目となります貴庁に出向いて本要望書を提出する趣旨詳細は以下であります。

要望趣旨詳細説明

- ① **確認被害者の増加と沖縄県は全国で14番目に被害者が多い自治体との認識で取り組む必要性**：テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は増え続けており、3,025名（前回2,685名）を確認し、内沖縄県在住者は44名（前回37名）—男性19名（前回19）、女性25名（前回18名）—で、14番目に被害者が多い自治体であります。
- ② **確認被害者数に比例して大きな犯罪組織が存在するとの認識で取り組む必要性**：嫌がらせ犯罪は組織犯罪であることに間違いなく、被害者が多い自治体には、大きな犯罪組織が存在していると考えられます。
- ③ **死に追い込む極悪犯罪との認識での取り組む必要性**：確認被害者3,025名中すでに43名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が沖縄県内に多数存在します。
- ④ **自殺者を減らす観点から取り組む必要性**：お亡くなりになった43名中約半数は自殺と考えられます。自殺防止対策は国の重要施策の一つですから沖縄県も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪にも取り組むべきであります。
- ⑤ **精神疾患患者を減らす観点から取り組む必要性1**：両犯罪で生じる現象（嫌がらせ犯罪では敵意の集中攻撃によるパニック症状、テクノロジー犯罪では音声・映像送信被害等）を精神疾患として誤って対処するシステムが構築されており、これが定着することは国民にとって大きな脅威であります。また精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏の証言『マイクロウェーブ技術の危険性（添付資料10）』があります。氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人為によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このように精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はおりません。これによりさらに自殺者が増加することが考えられます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言も国民に知らされるべきであります。精神疾患対策も国家の重要施策の一つですから全自治体同じであります。精神疾患対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。
- ⑥ **精神疾患患者を減らす観点から取り組む必要性2**：特定個人の脳に音声を送信する音声送信被害が技術的に可能であることが、米国陸軍省情報保安司令部が公開した資料『特定の非殺傷兵器の生体効果（添付資料11）』から明らかになりました。この中で音声送信技術の原典（添付資料12）としてあるアラン・フレイの実験（これは後にマイクロ波聴覚効果あるいはフレイ効果と呼ばれるようになったものです）を米国陸軍省が追試

して確認していたことが書かれております。しかもそれは既存のレーダー設備を用いて行なえろとし、特定個人に送信することも工夫次第でできるとしてあります。それほど高度でない音声の場合持ち運びできる大きさの装置で可能で、その射程距離は数百メートルと記されてあります。さらに、突然頭の中で音声が聞こえろと精神的衝撃を受け、使い方によっては破壊的状态に陥ろすることができろとコメントしてあります。正に音声送信被害者が陥っている状態がそれでありあります。毎年統合失調症患者が1000名も自殺してありその多くがこの被害者であることが考えられるので（参考2018年自殺者：統合失調症要因969名、うつ要因4,210名、その他精神疾患要因1,282名）。このような悲劇は断固として止めなければなりません。音声送信被害者にこの技術が使われていることは証明できていませんが、一方的に精神疾患と決めつけるのは終わらなければならないということでありあります。そして証拠固めができる方法を被害者と非被害者とが一体となって確立しなければならない段階に來ているということでありあります。

- ⑦ **凶悪犯罪を減少させる観点から取り組む必要性：**テクノロジー犯罪被害として三欲操作があります。前記バリー・トゥロー氏証言に「6.6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます」と述べて、性欲操作と強姦事件が演出できることを述べてあります。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言してありますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまうことを多くの被害者が証言してあります。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。そのため信じられない凶悪犯罪の防止を真剣に考えるならテクノロジー犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。
- ⑧ **嫌がらせ犯罪主体の強固な意思とその描く構図から特殊な組織犯罪との認識で取り組む必要性：**これまでの調査から嫌がらせ犯罪に11の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が（①集団性）、四六時中（②継続・反復性）、つきまとい（③ストーカー性）、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる（④タイミング性）。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと（⑤監視性）、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせでありあります（⑥システム性）。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行なわれることから連絡網が完備してあり（⑦ネットワーク性）、全国的に犯罪組織が存在していなければできない犯罪でありあります（⑧組織性）。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれてあり（⑪非常識性）、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起ろっている現象が非常識であればあるほど一般人は話を聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者

を助ける人が必ず現れます。これは加害者にとっては困ることであり、一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど全く判断ができなくなってパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思とその描く構図を看破できましたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。またこれまでの組織犯罪とは次元が異なることもご理解頂けると幸いです。さらにこれに加わるテクノロジー犯罪の実態を知ることによって犯罪の全貌がより明確になってまいります。非常識に徹するという強固な意思はテクノロジー犯罪でもみられることですので犯罪主体の同一性を窺わせるものであります。

- ⑨ 「マニュアル性」の観点から嫌がらせ犯罪主体糾明の必要性：嫌がらせ犯罪における9番目の特徴「マニュアル性」に付いてその源に迫る証言が得られました。元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏による証言であります（添付資料13）。氏はギャング・ストーキング（当NPOで嫌がらせ犯罪と称するもの）の行為・グループ・集団について、「1980年代前半から実施されている隠密のプログラムを合理的に説明するものであると考えます。1980年代以降、ギャング・ストーキング行為は新たな通信・監視技術を利用し、その規模や激しさ、複雑さを増してきました。当該プログラムではエシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムというコードネームを用いています。エシュロン・プログラムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、世界中の全ての電子メールや電話の通話を監視しています。カーニボア・システムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、痕跡を残すなど所有者に知られることなく、あらゆるコンピュータシステムをダウンロードすることが可能です。テンペスト・システムは最大で4分の1マイル（約400m）離れたところにあるコンピューター画面上にあるものを解読することができます。これらのプログラムは何千人ものアメリカ国民にマイナスの影響を及ぼし、彼らの市民権を日常的に著しく侵害しています」と主張して、その犯罪の存在を認めております。そしてそれを行っている犯罪主体について政府系悪徳犯罪集団という名称を使って、「FBIその他情報機関、政府機関全般の幹部の他、犯罪組織の裕福かつ有力な構成員、億万長者や企業エリートらが、政府系ギャング・ストーキングプログラムを利用して、敵対者を攻撃しています」と主張しているのです。しかもその証拠も、「ギャング・ストーキングの事実、FBIと国家安全保障局の両方で、エシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムに関する記録に記載されています。また、ギャング・ストーキングの事実、FBIと国家安全保障局の両方で、ナルス社のシステムにより収集された情報に関する記録に記載されています。ナルス社は防衛請負業者であるボーイング社の完全子会社であり、ボーイング社はFBIおよび国家安全保障局が現在使用している高度な大量監視コンピュータシステムを製造している会社です」と述べてその所

在を明らかにしております。そしてこれを主張する情報源は、「FBI、中央情報局（CIA）、国家安全保障局、軍情報部等の現役メンバーや元メンバー、犯罪集団内で活動中の情報提供者、被害者の証言」から得ていると述べているのです。そのため氏の証言の信憑性は絶大であります。これが日本にも大いに影響している可能性があります。

（嫌がらせ犯罪がこれまでの組織犯罪とは次元が違うものであることは理解できたとして、元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏が「日本の闇社会（添付資料14）」で述べているように、日本の暴力団の実力が相当なものであることも事実で、それほどの実力の持ち主がその右に出る犯罪組織の存在を許すのかという疑問も湧いてまいります。右に出る存在があるとしたら、国家権力を背景とした、政府系悪徳犯罪集団ということでしたらうなずけるものがあります。）

- ⑩ **無辜の一般市民に手を出す犯罪主体の凶悪性の観点から取り組む必要性：**無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような人に手が出せる意思是恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅するだけであります。安心安全の社会を目指される小堀本部長には断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。
- ⑪ **諜報部員（工作員）の仕業との観点から取り組む必要性：**被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問（添付資料7）』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致していることから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、工作員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く工作員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに工作員の暗躍としては北朝鮮による拉致問題が明らかになっております。諜報活動との類似性があるなら日本の公安当局も認識していなければならないことであります。認識するだけではなく目を光らせていなければならないのです。それがなければ拉致とは別の意味での工作員活動被害者が現れるのは必定であります。しかし現実には諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘せざるを得なくなるのです。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法はここまで考えなければ理解できないもので、日本人はいつまでも泣き寝入りしているべきではないと考えます。カール・クラーク氏はさらにレーダーを使って終日ターゲットを追跡していたこと、マイクロ波兵器を使っていたことも証言しております。公安当局は各国の工作員が本国からそのような武器を持ち込んで活動している可能性を十分に認識して任に当たるべきであります。
- ⑫ **サイバネティクス技術悪用の観点から糾明する必要性：**当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は、人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつな

ぐブレイン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発は70年以上前に「サイバー（サイバネティクス）」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまいりました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域（添付資料15）』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられることになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO27年間の活動の成果であります。これに付きましては第十七回・第十六回テクノロジー犯罪被害フォーラムで説明しておりますので是非ともご覧頂きますようお願い申し上げます。

- ⑬ **高度情報化時代の戦争との観点から取り組む必要性：**人間コントロール技術をさらに裏付ける資料として米国陸軍戦争大学(The US Army War College)の季刊誌『Parameters』に掲載された『心にファイアーウォールはない（添付資料16）』があります。前記サイバネティクス技術は、人間の脳が電子回路として機能すると捉えた天才の数学者ノーバート・ウィナーが主導したのですが、人間の脳に限らず、心臓、末梢神経系の化学・電氣的活性、大脳皮質部から身体の各部位に送られる信号、聴覚信号を処理する内耳の小さな有毛細胞、視覚的活動を処理する眼球の感光性の網膜と角膜などもコンピューターのデータプロセッサとして機能することが述べられ、今日それに狙いを定め、操作し弱体化させる情報戦争の時代に入っていると主張しております。これは人間のコントロールが技術的に可能であることを前提としているわけで、しかもそれができる武器をロシアが所有していると述べていることから、人間コントロール技術の存在が明らかになったのであります。音声送信被害と同じに、被害者がこの技術によって被害を受けていることは断定できませんが、一方的に精神的問題と片付けられる時代は去ったということであり、そのためこれも被害者と非被害者が一体となって証拠を掴む方法を確立すべき段階に入ったということでもあります。

- ⑭ **国と自治体で立場が相違する観点から取り組む必要性：**上記当 NPO27年間の活動の成果は県民の意識改革に欠かせない情報であります。国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているのです。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分らない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。そのような中で地方自治体の存在は重要であり

ます。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わりで、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第十七回・第十六回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。下記要望事項にも記しましたが県警本部長指揮下の全警察官の意識改革のためにも是非ともこの録画を観るよう指示して下さい。

以上の理由から本要望書を提出せざるを得ないものであり、小堀県警本部長には現実に起こっているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪が、被害者の問題を越えて国民的問題であることを十二分にご理解いただきまして、被害者と県警本部長指揮下の全警察官が一体となって解決に導くために、以下の要望項目を速やかに実施して頂きますようお願い申し上げます。また本要望書に対しますご回答を頂きますようお願い申し上げます。

要 望 項 目

要望項目 1.

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を沖縄県警察本部長指揮下の全警察官が認識するようにして下さい。そのために、当NPOホームページあるいはユーチューブにアップしてあります、第十七回・第十六回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画を全警察官が観るよう指示して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない警察官がいないまでに徹底して下さい。

第十七回テクノロジー犯罪被害フォーラム

<https://www.youtube.com/watch?v=wsdHylzKiyU>

第十六回テクノロジー犯罪被害フォーラム

<https://www.youtube.com/watch?v=AizWnbbiASw>

要望項目 2. テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が県警察本部及び各警察署に相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。被害者の訴えをよく聞き、県内の被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。また当 NPO では各地で被害者による集いを開催しております（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、鹿児島、沖縄）。最寄りの沖縄被害者による集いに職員を派遣して下さい。

要望項目 3. 「サイバー（サイバネティクス）」という言葉は人間の脳とコンピューターをつなぐことに関わるあらゆる技術を総称する言葉として1947年プリンストンで学者達によって造語されたものであります。テクノロジー犯罪はこの意味でのサイバー技術の悪用と考えられますので、現在あるサイバー犯罪対策課を二部体制にして、第一部は従来通りのイ

ンターネットに関わる犯罪を、第二部は本来の意味である人間の脳とコンピューターをつなぐ技術による犯罪を担当する部署として、後者のサイバー犯罪対策に着手して下さい。

要望項目 4. 電磁波や超音波と思われますがこの犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる部屋を警察署単位で設けて被害者を受け入れて下さい。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は見えない攻撃媒体を遮断することで正常に戻る事が考えられます。そのため精神的問題と判断する前にその部屋に収容して様子を見てから対処するようにして下さい。

尚、電磁波の遮蔽に付きましては超伝導シールドが有望視されます。JR 東海によるリニア新幹線の建設が認可されましたが、一方で強烈な電磁波が発生することから反対も根強い状況であります。製造側もその点は認識していて、それを抑える研究が 20 年以上前から行なわれております。それが超伝導シールドであります（添付資料 17）。磁波を 100% 遮断するといふのですから大変なものであります。リニアモーターカーでこれが実現すれば反対派は激減すると思われます。またテクノロジー犯罪被害者も救われる可能性があります。JR 東海はこの技術を開発していると考えられますので、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者の退避場所として、各警察署に超伝導シールドルームを設備して下さい。

要望項目 5. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な本部長指揮下の全警察官に以下のアンケート調査を実施して下さい。そのためには要望項目 1 を確実に実施する必要があります、その認識をもって両犯罪被害を経験していないか、経験している場合どのような被害か、また加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合はどのような行為を強いられたのか、全警察官を対象にアンケート調査を実施して集計して下さい。その結果と当 NPO のアンケート集計結果とを比較すれば当 NPO の訴えを別の面から裏付けることになります。また警察官の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

要望項目 6. 当 NPO には警察に対する批判や暴露証言と思えるものがもたらされております。40 年近く警視庁で勤務していたある退職者は、警視庁内での昇級試験で特定の者に答えを教えていると証言しております。それを裏付ける資料として『WGIP (War Guilt Information Program) 』関連資料（添付資料 18）』があります。ここに戦後 GHQ とそれを引き継いだ極東 CIA 本部があらゆる部署に在日就職枠を設けて優遇したこと（「学力がなくても無試験で滑り込ませる」）が書かれております。またある新興宗教団体の会員が 6000 名近く警視庁に在職している情報も入手しております。添付資料 19 にあるオウム真理教事件と国松元警察庁長官狙撃事件に関わる告発文と思えるものもあります。警視庁や各道府県警察本部は警察組織の模範であるべきところですので、その腐敗は、全警察組織に影響する恐れがあります。またテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の解決を妨げる要因となる可能性もあります。そのため警視庁や各道府県警察本部の浄化は絶えず行なわれているべきことで、どのような批判にも速やかに対処して、批判が誤りであればその旨表明すればいいことですので、県民の期待を裏切らないよう最善を尽くして下さい。

要望項目 7. 科学警察研究所において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使用されている武器、装置、システムの調査研究およびそれらが使用された場合探知できるようにするための調査研究が徹底されるよう促して下さい(具体例:マイクロ波兵器、サイバネティクス兵器、音響兵器、地球物理学兵器、気象兵器、人工衛星を利用したサベイルランス・テクノロジー、ナノブレインチップを含むインプラント技術等)。

要望項目 8. 管区警察学校において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の捜査ができる人材を育成して下さい。

要望項目 9. テクノロジー犯罪を捜査の対象とできるよう条例を整備するとともに国に法整備を要請して下さい。

要望趣旨で説明しましたように、テクノロジー犯罪には、特定個人を終日追跡し監視するサベイルランス・テクノロジーとマイクロ波兵器、人間とコンピューターをつなぐ BMI 技術、人間を拷問しコントロールするサイバネティクス技術等が使われております。それら最先端技術(武器・兵器)が無辜の一般市民に悪用されないよう、国に法整備を働きかけ、県では条例を制定して下さい。具体的には以下を徹底して下さい。

- ① 人工衛星、レーダーを使っての一般市民の終日監視の禁止。
- ② 人工衛星、マイクロ波兵器を使っての一般市民への攻撃(病気の誘発等)の禁止。
- ③ BMI 技術を使っての一般市民への思考盗聴、音声・映像送信の禁止。
- ④ サイバネティクス技術を使っての一般市民への拷問(性的拷問を含めて)と脳機能を始め各種機能の遠隔コントロールの禁止。
- ⑤ サイバネティクス技術(マインドコントロール技術)を使っての事件・事故誘発の禁止。

要望項目 10. テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を県警本部内に設けて下さい。

要望項目 11. 嫌がらせ犯罪を捜査できるよう条例を整備するとともに国に法整備を促して下さい。

嫌がらせ犯罪対策については、国にはストーカー規制法の改正強化を、地方自治体には迷惑防止条例の改正強化を要望してまいりました。そのために「米国におけるストーキング被害(添付資料 20)」を参考にして、恋愛感情に基づかない、種々の嫌がらせ行為を伴う、組織的なストーカー行為があることを認識して条文に謳うよう要望してまいりました。さらにそれを添付資料 2『第 17 回テクノロジー犯罪被害フォーラム資料集』中、「嫌がらせ犯罪被害及び被害者数 p 4」にある全ての嫌がらせ行為を規制の対象とする、名実ともに嫌

がらせ犯罪防止法(条例)と呼べる内容に高めて下さい。具体的には以下を徹底して下さい。

- ① 車・オートバイ・自転車・徒歩による組織的なつきまといの禁止。
- ② 被害者の行動を先読みして、組織的にその行動を妨げるなど、嫌がらせ行為(敵意ある態度等)の禁止。
- ③ 近隣住民に指図(強要)しての不審な行為の禁止。
- ④ 諜報活動の一環としてある最先端技術を使った家宅侵入の禁止。
- ⑤ 電灯・家電製品(PC含む)・車を遠隔から故障・誤作動させる行為の禁止。
- ⑥ コンビニ・スーパー等店舗、郵便局・宅配業者・銀行・行政等の窓口担当者に指図(強要)しての不審・非礼な対応の禁止。
- ⑦ 盗聴・盗撮による個人情報の入手と入手情報を使っての外出時・職場・TV・ラジオ・ネット上でのほのめかし行為の禁止。

要望項目12. 嫌がらせ犯罪を捜査する部署を各警察署に設けて下さい。

要望項目13. 本要望書に対します貴本部のご見解を書面でご送付下さい。

添付資料

1. 被害者3025名居住県表 1枚
2. 『確認被害者2800名アンケート集計結果』(第17回テクノロジー犯罪被害フォーラム資料集p3～p11) 1部
3. 『マイクロ波によるマインドコントロール』 1部
4. 『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』 1部
5. 『故ラウニ・キルデ博士発言集』 1部
6. 『衛星サバイランスの衝撃的な脅威』 1部
7. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1部
8. 『アメリカ大使館員の体調不良の原因はマイクロ波攻撃が最も疑わしい』 1部
9. 『東京都カスタマー・ハラスメント防止条例』 1部
10. 『マイクロウエーブ技術の危険性』 1部
11. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 1部
12. 『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』 1部
13. 『元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』 1部
14. 『元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏講演「日本の闇社会」』 1部
15. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 1部
16. 『心にファイアーウォールはない』 1部
17. 『高温超電導体による磁気シールドとその応用』 1部
18. 「WGIP(War Guilt Information Program)」関連資料 1部
19. 『オウム真理教事件と国松元警察庁長官狙撃事件に関わる告発文』 1部

20. 『米国におけるストーキング被害』	1 部
21. チラシ	1 枚
22. パンフレット	1 部
23. 沖縄県在住会員名簿	1 部
24. 沖縄県在住会員記載「被害概要説明書」	1 式
*当 NPO ホームページもご参照下さい。 https://www.tekuhan.org/	
	以上